

# 加藤清遺稿 藏文和訳『因施設』(1)

福 田 琢 (編・訳)

## 編者ノート

【1. 概要】本稿は既発表の「加藤清遺稿 藏文和譯『世間施設』(1)」～「同(7)」(『同朋佛教』第34号、第35号、第36号および『同朋大学論叢』第84号、第85・86合併号、第89号、『同朋佛教』第40号に分載、1999～2004年)」に続く、加藤清(かとう・せい、1907～1956)遺稿ノートに基づく『施設論』の和訳である。

このノートは本学園付属図書館に所蔵されている未公刊の直筆草稿で、チベット文『施設論』全文のテキスト書写および和訳を内容とする。公表までの経緯については、本誌第34号(1999年)所載の「加藤清遺稿 藏文和譯『世間施設』(1)」の「はじめに」に書いたとおりである。また『施設論』三篇の解題として、併せて拙稿「『施設論』『品類足論』の原題について」(長崎法潤博士古稀記念論集 仏教とジャイナ教 平楽寺書店、2005年)をご参照いただければ幸いである。

今回、第二篇『因施設』の本文を紹介するにあたっては、第一篇『世間施設』とは大幅に異なる原稿整理の方法をとった。昭和初年代に起草された加藤氏の訳文は、漢文読み下し調の文語体である。『世間施設』を紹介した際には、極力その文体を忠実に再現するようつとめた。しかし複数の方々から「現代語に直した方が良いのではないか」とのご提案をいただいた。編者としてもあれこれ考えたすえ、この成果を今後の研究に活かすためには、やはりその方が有益かと判断し、今回からは、すべて現代文に改めることにした。

とはいえ、仏教用語や仏典特有の表現については、伝統的な表記にしたがっており、また定型句の煩瑣な繰り返しも、これまで同様いっさい省略せず、チベット原文の直訳をこころがけた。はたしてこのようなスタイルで、加藤氏の真意を汲んだ訳文になりうるか、ますます心もとないが、新たなご指摘、ご意見を伺えれば幸いである。

**【2. 三十二相】** 今回は『因施設』第一巻の全文を紹介する。ここはいわゆる「仏の三十二相」あるいは「三十二大人相」を説明する部分の前半部にある。まず三十二相を列挙する教証が引かれ、次に、仏あるいは転輪聖王がなにゆえこれら三十二の相をそなえているのか、その意義について、一つ一つ説明が加えられる。ただし教証で列挙される三十二相と、その解説部分とでは、三十二相の配列順序が異なっている。

すでに知られるように、三十二相に言及する文献は、仏教のものに限っても、阿含・仏伝文学・大乗經論と多岐にわたり、そこで列挙される三十二相の内容および順序もまた様々である。これらのなかでは『大智度論』卷四〔T. Vol. 25, 90a-91a〕の説が比較的よく知られているようであり、『望月仏教大辞典』の「三十二相」の項も、主としてこの『智度論』の記述に基づいて三十二相を解説している。

パーリ・ニカーヤでは、長部 No. 14 *Mahāpadānasuttanta* [DN Vol. 2, pp. 17-19]、長部 No. 30 *Lakkhanasuttta* [DN Vol. 3, pp. 142-179]、中部 No. 91 *Brahmāyusutta* [MN Vol. 2, pp. 136-137] に見出され、いずれも三十二の項目および列挙の順序はよく一致する。ただし、それらの対応漢訳とされる『長阿含經』No. 1「大本經」[T. Vol. 1, 5a-b]、『中阿含經』No. 59「三十二相經」[T. Vol. 1, 493a-494b]、『中阿含經』No. 161「梵摩經」[T. Vol. 1, 686a-c] および『梵摩渝經』[T. Vol. 1, 883c-884a] はしばしば大きな相違を見せる。

『因施設』の所属する説一切有部（もしくは根本説一切有部）およびそれに近い系統の論書では、『大毘婆沙論』卷百七十七〔T. Vol. 27, 887c-890a〕、『瑜伽論』本地分菩薩地 (Wogihara ed. *Bodhisattvabhūmi*, pp. 375-383; 『瑜伽師地論』卷四十九 [T. Vol. 30, 566c-568c])、『アビダルマディーパ』 (Jaini ed. *Abhidharmaśāstra with Vibhāṣāprabhāvṛtti*, pp. 188-189) などに、三十二相についての記述がある。これらは、配列に若干の異同はあるが、おおむね先に挙げた『大智度論』卷四に紹介されるものと同系統であるという（岡田行弘「三十二大人相の系統（I）」『印度学仏教学研究』38-1, 1989）。

パーリ・ニカーヤと有部系論書（および『瑜伽論』『智度論』）との間には、(1)パーリ伝は歯にかんする特徴として4項目（四十歯相・歯齊相・歯無隙相・牙白相）を挙げるが、有部系論書は歯齊相・歯無隙相をひとつとみなし、3項目とする、(2)代わりに有部系論書は「丈光相」（身体から一尋の光明を放つ）という、パーリ伝にない1項目を加える、という違いが見られる。これを『因施設』と比較すると、『因施設』は、(1)の歯についてはパーリ・ニカーヤと同様に4項目を立てるが、(2)の丈光相をも加える点では有部系論書に等しい。そして、パーリでも有部系論書でも別に立てられていた「毛上向相」（体毛が上向きで、右に旋回している）と「一一孔一毛相」（毛穴のひとつひとつより一毛を生じている）を1項目としてまとめている。

本来ならばこういった相違を、配列や記述内容にいたるまで比較して、『因施設』の三十二相説が現存資料のどのような系統に属するかについて考察しなければならないところだが、まだ三十二相の解説部分をすべて整理し終えていないので、いまはこの程度にとどめておく。詳細な検討は後日を期したい。

【3. 凡例】上記のような事情から、今回、注記については、主として北京

## 福 田 琢

版 (P.) デルゲ版 (D.) の異同に基づくテキストの校訂箇所と、若干の不明箇所について疑問点を示すのみにとどめ、並行資料・参考文献等については言及しなかったことをご了解いただきたい。なお三十二相の名称については、広く知られている『大智度論』の訳語を採用した。

## 目 次

第 1 卷 [Peking. Khu. 112a1]

第 1 章 教証『三十二相經』[112a2]

- 1-1. 足下安平立相 [113a6] / 1-2. 足下二輪相 [113a7] / 1-3. 長指相 [113b1] / 1-4. 足跟広平相 [113b1] / 1-5. 手足指縵網相 [113b2] / 1-6. 手足柔軟相 [113b3] / 1-7. 足趺高満相 [113b4] / 1-8. 伊泥延膊相 [113b5] / 1-9. 正立手摩膝相 [113b6] / 1-10. 陰藏相 [113b7] / 1-11. 身広長等相 [113b8] / 1-12. 毛上向相・一一孔一毛相 [114a1] / 1-13. 金色相 [114a3] / 1-14. 丈光相 [114a4] / 1-15. 皮膚細軟相 [114a5] / 1-16. 七迦隆満相 [114a6] / 1-17. 兩腋下降満相 [114a7] / 1-18. 上身如獅子相 [114a7] / 1-19. 大直身相 [114a8] / 1-20. 肩円満相 [114b1] / 1-21. 四十齒相 [114b1] / 1-22. 齒齊相 [114b2] / 1-23. 齒無隙相 [114b3] / 1-24. 牙白相 [114b4] / 1-25. 獅子頬相 [114b4] / 1-26. 味中得上味相 [114b5] / 1-27. 大舌相 [114b5] / 1-28. 梵声相 [114b6] / 1-29. 真青眼相 [114b7] / 1-30. 牛眼睫相 [114b8] / 1-31. 頂髻相 [115a1] / 1-32. 白毫相 [115a2]

第 2 章 三十二相の意義 [116a5]

- 2-1. 足下安平立相 [116a5] / 2-2. 足下二輪相 [117b4] / 2-3. 長指相・足跟広平相・大直身相 [118b] / 2-4. 手足指縵網相 [119b3] / 2-5. 手足柔軟相 [120a7] / 2-6. 足趺高満相・毛上向相 [121a2] / 2-7. 伊泥延膊相 [121b4] / 2-8. 身広長等相・正立手摩膝相 [122a8] / 2-9. 陰藏相 [123a8] / 2-10. 一一孔一毛相・皮膚細軟相 [124a4] / 2-11. 金色相・丈光相 [125a3]

チベット文和訳『因施設』  
(加藤清遺稿ノートに基づく現代語訳)  
第1巻

[Peking. Khu. 112a1] 因施設を収める。

[112a1] インドの言葉で Kāraṇa-prajñapti、チベットの言葉で『因施設』の第一巻。三宝に敬礼します。

第1章 教証『三十二相經』

[112a2] このように私は聞いた。あるとき世尊はバーラナシー (Bāraṇasi) の仙人処 (Rśipatana) 鹿野苑 (Mṛgadāna) に滞在されていた。その時、多くの比丘たちは、講堂 (upasthāna-śālā) に集い来て、休息の機会に次のような話をしていた。

[112a3] 「尊者たちよ、三十二大人相 (mahā-puruṣa-lakṣaṇa) をそなえる大人には、二種があり、それ以外はない。

[112a4] (第一の種類：転輪聖王) 「もし家にとどまり、家に住もうならば、転輪王 (cakra-varti-rāja) となり、四方を制し、法をそなえた<sup>①</sup>法王 (dharmiko dharma-rāja) となって、七宝をそなえる。その七宝とは以下の如くである。すなわち、輪法 (cakra-ratna) と象宝 (hasti-ratna) と馬宝 (aśva-ratna) と珠宝 (maṇi-ratna) と女宝 (stri-ratna) と居士宝 (grhapati-ratna) と、第七には主兵臣宝 (parināyaratna) である。その子は千人あり、勇健 (śūra)・勇猛 (vīra) にして勝れた容色をそなえ、他軍を征服し (para-sainya-pramardī)、滅ぼし尽くす。かれは大海に至るまでの大地を (mahā-samudra-paryantā m mahāprthvīm) 余すところなく (aśeṣām)、障礙なきものとし (aka

ṇtakām)、災患なきものとする (nirupadrava)。かれは刑罰を設けず、兵刃を用いず、法に相応し平等をもってよく統治して住する。

[112a7] (第二の種類：ブッダ) 「もし髪と髭を剃除し、袈裟などをまとい、信をもって家より家なき状態に出家するならば、〔かれは〕この世間における如来 (tathāgata)・阿羅漢 (arhat)・正等覺者 (samyaksam-buddha) となり、名声はあまねく響きわたる。そのような者は稀有である」

[112b1] 多くの比丘たちが、講堂に集い、休息の機会にこのような話をしていたところ、世尊は昼の安息 (divā-vihāra) に在られ、人より勝れた清浄なる天耳 (divya-śrotra) をもって〔それを〕聴かれていた。聞きおわって、世尊は半夜 (sāyāhna) に宴坐 (pratisamlayana) より起ち、講堂に詣り、詣りおわると、次に世尊は比丘僧伽の中央に座を敷いてお坐りになられた。お坐りになられて、世尊は比丘たちに問いかけて「比丘らよ、多くの比丘が講堂に集って来て、おまえたちはその時、どのような話を論じたのか、おまえたちは、どのような話のために、ここに集っているのか」

[112b4] こう尋ねられたとき、比丘たちは世尊に向かって合掌・礼拝し、世尊にこのように申しあげた「大徳よ、我々、多くの比丘たちは、講堂に集った機会に、このような会話ををしていました『尊者たちよ、三十二大人相をそなえる大人には、二種があり、それ以外にはない。もし家にとどまり、家に住まうならば、転輪王……広説乃至……名声はあまねく響きわたる。そのような者は稀有である』と。大徳よ、我々、多くの比丘たちは、講堂に集った機会に、このような会話ををしていました、その話のために、いま集っているのです」

[113a1] こう言われたとき、世尊は多くの比丘たちに告げた「比丘らよ、〔三十二〕大人相をそなえる大人には、二種があり、それ以外にはない。

もし家にとどまり、家に住まうならば、転輪王となり、四方を制し……  
広説乃至……この世間に於ける如来・應供・正等覺者となり、名声は普  
く響き、三十二大人相をそなえている」

- [113a4] こう告げられると、彼ら比丘たちは、世尊に向って合掌・礼拝し、  
世尊にこのように申しあげた「大徳よ、諸法の根本は世尊です、師は世  
尊です、それゆえ、世尊はその完全な意味を、比丘たちのために善く説  
きたまえ。世尊より聴いて、比丘たちは〔その教えを〕保持しましょう」  
[113a6] 「比丘らよ、ならば善く聴いて、真に心に保持せよ、私は説こう
- 

### 1-1. 足下安平立相

- [113a6] 「比丘らよ、大人は足が安住して立つ (supratiṣṭhita-pāda)。すな  
わち、両足は善く安住して、地を等しく踏みしめる。比丘らよ、これが  
大人の大人相である。

### 1-2. 足下二輪相

- [113a7] 「またその両足の裏には、轂 (nābhi) をそなえ、車輻輪 (nemi)  
をそなえ、あらゆる点からして完全な、千の輻輪 (cakrāṅka) が現わ  
れている。比丘らよ、これが大人の大人相<sup>2</sup>である。

### 1-3. 長指相

- [113b1] 「比丘らよ、大人は指が長い (dirghāṅguli)。比丘らよ、これが大  
人の大人相である。

### 1-4. 足跟広平相

- [113b1] 「比丘らよ、大人の足の踵は広い (āyata-pāda-pārṣṇi)。比丘らよ、

これが大人の大人相である。

#### 1-5. 手足指縄網相

[113b2] 「比丘らよ、大人は手と足とに網縄 (jälāvanaddha-hasta-pāda) をそなえている。あたかも鷲王 (rāja-hamṣa) ならばその足の間に<sup>③</sup>水搔きがあるように、その両手両足に網縄を具足する。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-6. 手足柔軟相

[113b3] 「比丘らよ、大人は手と足とが柔軟で成熟している (mrdu-taruṇa-hasta-pāda-tala)。たとえば兜羅綿 (tūla-picu) もしくは綿 (karpāsa) の弁<sup>④</sup>のごとくである。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-7. 足趺高満相

[113b4] 「比丘らよ、大人は足踝の関節を現わさない (utsaṅga-pāda)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-8. 伊泥延脣相

[113b5] 「比丘らよ、大人は脛がアイネーヤ鹿〔王〕の如くである (aiṇeya-jaṅgha) 比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-9. 正立手摩膝相

八  
[113b6] 「比丘らよ、大人は、身体を屈しない、身体を屈せずとも手は<sup>⑤</sup>膝まで垂れ、完全に垂れる (sthitānavanata-pralamba-bāhutā)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-10. 隠蔵相

[113b7] 「比丘らよ、大人は男根が内に蔵されてある (kośopagata-vasti-guhyah)。たとえば、明敏な象 (hasty-ājāneya) あるいは明敏な馬 (a śvājāneya) の根茎が中にあるように、大人は男根が内部に蔵されてある。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-11. 身広長等相

[113b8] 「比丘らよ、大人はニグローダ樹の如く縦にも横にもあまねく覆う (nyagrodha-parimandala)。〔すなわち〕身体（身長）は一托 (dhanu, 両手を広げた身体の横幅) の量ほどあり、一托は身体の量ほどである<sup>⑥</sup>。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-12. 毛上向相・一一孔一毛相

[114a1] 「比丘らよ、大人は体毛が上方に向かい (ūrdhvaga-loma)、比丘らよ、大人は毛が一々 [の毛穴より] より生ずる (ekaika-lomatā)。〔大人の〕体毛は一々より生じ、柔軟 (mṛdu) であり、触れれば快く、青宝珠色 (indra-nīla) をしており、旋回し、右側に渦巻いている (pradakṣiṇā-varta)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-13. 金色相

[114a3] 「比丘らよ、大人の身体の皮膚は微細な金色である (sūkṣma-suvarna-cchavi)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-14. 丈光相

[114a4] 「比丘らよ、大人は一尋の光明をそなえる (vyāma-prabhatā)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

### 1-15. 皮膚細軟相

[114a5] 「比丘らよ、大人は身体の皮膚が滑らかである (sūkṣma-tvaktā)。皮膚が滑らかなので、身体に塵 (rajas) 堀 (mala) がつかない。比丘らよ、これが大人の大人相である。

### 1-16. 七処隆満相

[114a6] 「比丘らよ、大人は身体の七箇所が隆起している (sapottotsada)。身体の七箇所が隆起しているとは、両手、両足、双肩、頸 (krkātikā) である。比丘らよ、これが大人の大人相である。

### 1-17. 両腋下隆満相

[114a7] 「比丘らよ、大人の両腋は充満している (citāntarāmsa)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

### 1-18. 上身如獅子相

[114a7] 「比丘らよ、大人の上半身は獅子の如くである (śimha-pūrvārdhakāya)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

### 1-19. 大直身相

[114a8] 「比丘らよ、大人の身体は大きく真直である<sup>⑦</sup>。比丘らよ、これが大人の大人相である。

### 1-20. 肩円満相

[114b1] 「比丘らよ、大人の肩先はたいへん豊満 (susamvrutta-skandha) である。比丘らよ、これが大人の大人相<sup>⑧</sup>である。

#### 1-21. 四十齒相

[114b1] 「比丘らよ、大人の歯は四十本ある (catuvārivimśad-danta)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-22. 齒齊相

[114b2] 「比丘らよ、大人の歯は整然としている (sama-danta)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-23. 齒無隙相

[114b3] 「比丘らよ、大人の歯根は密着している (avivara-danta)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-24. 牙白相

[114b4] 「比丘らよ、大人の歯は純白である (suśubha-danta)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-25. 獅子頬相

[114b4] 「比丘らよ、大人の頬は獅子の如くである (simha-hanu)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-26. 味中得上味相

[114b5] 「比丘らよ、大人〔の舌〕は最も勝れた味を味わう (rasa-rasāgratā)。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-27. 大舌相

[114b5] 「比丘らよ、大人の舌は長く薄い (prabhūta-tanu-jihva)。舌が長

く薄いので、口より出した舌は髪の際まで届き、顔を残さず覆う。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-28. 梵声相

[114b6] 「比丘らよ、大人は梵声 (brahma-svara) を発する。迦陵頻伽 (kalavīñka) の声、太鼓のような音声をそなえている。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-29. 真青眼相

[114b7] 「比丘らよ、大人の目は紺碧 (abhinīla-netra) の如くである。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-30. 牛眼睫相

[114b8] 「比丘らよ、大人は牝牛の睫毛 (go-pakṣma) の如くである。比丘らよ、これが大人の大人相である。

#### 1-31. 頂髻相

[115a1] 「比丘らよ、大人は頭に肉髻をもつ (uṣṇīṣa-siraskatā)。比丘らよ、これが大人の大人相<sup>⑨</sup>である。

#### 1-32. 白毫相

[115a2] 「比丘らよ、大人は眉間に毫 (ūrnā-keśa) が生ずる。白く柔らかく、触れると快く、右回りに旋回する。比丘らよ、これが大人の大人相である。

[115a3] 「比丘らよ、大人の三十二相とは以上のようなである。これら大人相をそなえる大人には、二種があり、それ以外はない。もし家にとどまり、家に住まうならば、転輪王となり、四方を制し、法をそなえた法王となって、七宝、すなわち輪法と象宝と馬宝と珠宝と女宝と居士宝と、第七には主兵臣宝をもつ者となる。その子は千人あり、勇健・勇猛にして勝れた容色をそなえ、他軍を征服し、滅ぼし尽くす。かれは大海に至るまでの大地を余すところなく、障碍なきものとし、災患なきものとする。かれは刑罰を設けず<sup>レ</sup>、兵刃を用いず、法に相応し、平等をもってよく統治して住する。もし髪と髭を剃除し、袈裟などをまとい、信をもって家より家なき状態に出家するならば、〔かれは〕この世間における如来・阿羅漢・正等覺者となり、名声はあまねく響きわたる」

[115b1] 世尊はこのように説かれた。善逝はこのように説かれた。

[115b1] 師はまたさらに、次のように説かれた「大聖者（muni）なるこの私が、善く修習し、最後身を得た、〔その〕身の諸相を、私は説こう。  
(1)その両足は善く安住して、地を等しく踏みしめる。(2)その両足の裏には、きわめてすぐれた輻輪が現われている。(3)手の指は長く、(4)足の踵は広い。(5)手と足とに網縵をそなえており、(6)手と足とが柔軟である。(7)足踝の関節を現わさない。(8)最勝の人の脛は、アイネーヤ鹿〔王〕の如くである。(9)身体を屈せずとも手は膝関節まで垂れ、(10)男根が内に藏されてある。(11)[身体は]ニグローダ樹の如く縊にも横にもあまねく覆い、(12)体毛が上方に向かっている。(13)その毛は旋回し、右側に渦巻いている。(14)[皮膚は]金色であり、(15)一尋の光明にあまねく包まれている。(16)身体の皮膚が滑らかであり、(17)その七箇所が隆起している。(18)鎖骨等は肉によって充ち、(19)上半身は獅子の如くである。(20)身体は大きく真直であり、その<sup>レ</sup>身の形は美しい。(21)歯は四十本あり、(22)完全で損傷なく、(23)整然と密着している。(24)その歯の形状は美しく、大きく、また純白で

あり、(25)頬は獅子の如くである。(26)様々な味のなかの最も勝れた味を味わう舌は、(27)長く薄い。(28)[声は] 梵声を発し、(29)目は紺碧にして(30)睫毛は牝牛の如くである。(31)頭には肉髻をもち、(32)眉間に毫があり、海螺(*śaṅkha*)の如く白く、端正である。

[116a1] 「聖者(munī)なるこの私が善く修習し、最後身を得た、[その]身の三十二の諸相をそなえ、かくのごとく勝利し、地上を調伏し、かつまた最勝の菩提を獲得し、念を持した無量の子らには、災いなく、よく精通し、食と修習と衣と臥具と坐具などを得る。かれは不变の世界をして、全身をもって満足し、そのゆえに諸天をして従わしめる。このごとき人らは、法に準ずる者の中で最勝であり、等しき者、較べる者、比肩する者なき勝れた指導者である」

[116a4] このように世尊が告げられると、かれら比丘たちは歓喜し、世尊の所説を喜んで讃歎した。

(經典引用終わる)

## 第2章 三十二相の意義

### 2-1. 足下安平立相

[116a5] なにゆえに、菩薩にして大人なるものは、すなわち足が安住している〔という相〕を得ているのか。

[116a6] いわく、菩薩であり、以前の生存・以前の住処・以前の身・以前の自体の得と他の前生等を、聚集(samnipāta)し、尽(kṣīṇa)し、滅(niruddha)し、遠離(vigata)し、変壞(vipariṇata)し、全尽(parikṣīṇa)すること等において、善法、すなわち諦(satya)、もししくは戒(shīla)、もししくは捨(tyāga)、もししくは禁戒(vrata)、もししくは、およそ決意し(samādāna)、正しく受持して(samādāya)おくべきところのすべてのものを、どのような場合も、戒、禁戒、およびそ

れらの決意において、決意を堅固 (dṛḍha) なものとし、決意を固め、決意を固めて動ぜず (acalita)、よく動ぜず (apracalita)、まったくよく動ぜず (asampracalita)、搖るがず (akampita)、よく搖るがず、まったくよく搖るがず、混乱せず (akṣubhita)、よく混乱せず、まったくよく混乱せず、動搖せず (ahruta)、よく動搖せず、まったくよく動搖しない者、かれはその業と、正しい受持と、正しい把持とによりて、身壊して後、諸々の兜率天の同分に生ずる。

[116b3] かれはそこに生まれて後、久しうからずして、兜率種に以前生じた諸天たち〔と同様〕の天の三事を生起する。三事とは何かといえば、すなわち、天の寿命・天の容色・天の名声 (kirti) を生起する。かれはそこにおいて寿命のある限り住し、かれはそこにおいて寿命のある限り住してから、死して後、この世界において諸々の人と同分に生じ、かれはこ〔の世界〕において、王宮、もしくは宰相の家に生まれる。これをもって、この菩薩は「足が安住している」という大人の相を得る。

[116b6] その特相 (nimitta) は以下の如くである。もし家に止まり、家に住するならば、転輪王となって四方を制し、法をそなえた法王となり、七宝をもつ者となる。その七宝とは以下の如くである。すなわち、輪法、乃至、第七の主兵臣宝までである。その子は千人あり、勇健・勇猛にして勝れた容色をそなえ、他軍を征服し、滅ぼし尽くす。かれは大海に至るまでの大地を、余すところなく、障礙なきものとし、災患なきものとする。刑罰を用いず、兵刃を用いず、法に相応し、平等をもってよく統治して住する。その王国は、怨敵、もしくは敵対者、もしくは同類の王、もしくは地主、もしくはクシャトリヤによって動ぜず、よく動ぜず、まったくよく動ぜず、搖るがず、よく搖るがず、まったくよく搖るがず、混乱せず、よく混乱せず、まったくよく混乱せず、動搖せず、よく動搖せず、まったくよく動搖しない。後宮の人々・太子・大臣・首長・兵士・

村民・諸国民は〔王を〕恭敬し、礼を尽くし、尊敬し、敬う。

[117a4] もし髪と髭を剃除し、袈裟などをまとい、信をもって家より家なき状態に出家するならば、この世間における如来・阿羅漢・正等覚者となり、名声はあまねく響きわたる。かれはかの比丘法において、沙門、もしくは婆羅門、もしくは天、もしくは魔、もしくは梵、もしくはほかのいかなる者によっても、動ぜず、よく動ぜず、まったくよく動ぜず、搖るがぎ、よく搖るがぎ、まったくよく搖るがぎ、混乱せず、よく混乱せず、まったくよく混乱せず、動搖せず、よく動搖せず、まったくよく動搖しない。諸々の比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷・天・龍・阿修羅・迦樓羅・乾闥婆・緊那羅・摩睺羅伽・夜叉・羅刹・人・非人は〔かれを〕恭敬し、礼を尽くし、尊敬し、敬う。以上がその特相である。

[117b2] これについての法爾 (dharmatā) は以上の如くであり、それが〔経中に〕以下の如く述べられているのである「その時、善逝の御足は安住し、〔大人の〕相をすでに得る。これを聴くべし。安樂・戒・禁戒・捨・善法、及び安樂を生ずるほかのいかなるものも、自から正しく受持し、堅固に把持する。ゆえに歩行は堅固にして、須弥の如く動ぜず」

## 2-2. 足下二輪相

[117b4] なにゆえに、菩薩にして大人なるものは、両足の裏に輪を生じている〔という相〕を得ているのか。

[117b5] いわく、菩薩であり、以前の生存……乃至……他の前生等を、聚集し、尽し、滅し、遠離し、変壞し、全尽すること等において、父母・近親・長老・師というような者たちや、さらにまた沙門・婆羅門に、危害を加えず、危害を加えることを喜ばず、鳥や鹿の類にいたるまでも、法に相応して守護し、衛護し、庇護するところの者、かれは慈 (karuṇā) を具えており、また戒を如実に受持して住している。かれは

その業と、正しい受持と、正しい把持とによりて、身壊して後、諸々の兜率天の同分に生ずる。

[118a1] かれはそこに生まれて後、久しうからずして、兜率種に以前生じた諸天たち〔と同様〕の天の三事を生起する。……広説乃至……かれはそこより死して後、この世界において諸々の人と同分に生じ、かれはこの世界において、王宮、もしくは宰相の家に生まれる。これをもって、この菩薩は「両足の裏に輪を生ずる」という大人の相を得る。

[118a3] その特相(nimitta)は以下の如くである。もし家に止まり、家に住するならば、転輪王となって四方を制し、……広説乃至……法に相応し、平等をもってよく統治して住する<sup>④</sup>。天の七宝を得て、それによつて四州をよく統治し、四州に王の自在力をもって君臨し、後宮の人々<sup>⑤</sup>・首長は……乃至……〔王を〕尊敬し、敬う。

[118a6] もし髪と髭を剃除し……乃至……出家するならば、この世間における如来・阿羅漢・正等覚者となり、名声はあまねく響きわたる。八支聖道を獲ているがゆえに一切の煩惱を断じ、一切法において無障智を獲る。諸々の比丘・比丘尼……乃至……〔かれを〕尊敬し、敬う。以上がその特相である。

[118b1] これについての法爾は以上の如くであり、それが〔経中に〕以下の如く述べられているのである「父母、近親、さらに師というような者たち、また鳥や鹿の類にいたるまでも、法に相応して守護し、その善異熟<sup>⑥</sup>によって、千輻と轂と車輻輪をそなえた輪が両足の裏に現われる」

### 2-3. 長指相・足跟広平相・大直身相

七  
一

[118b3] なにゆえに、菩薩にして大人なるものは、指が長く、足の踵は広く、身体は大きく真直である〔という〕三〔相〕を得ているのか。

[118b4] いわく、菩薩であり、以前の生存……乃至、広説すること前のご

とし。命ある一切有情の小虫 (prāṇaka)・蟻 (pipilika)<sup>16</sup> に至るまで、殺生を断じ、殺生より退転し、杖 (daṇḍa) を断じ、武器を断じて、恥 (hri) と悲 (karunā) をいだいて殺生を断する。

[118b5] さらにまた、菩薩は不与取（偷盜）を断じ、不与取より退転し、与えらるものを取り、与えられたものを喜び、施 (datta) と、放棄 (tyakta) と、捨離 (utsṛṣṭa) を願うことと、不盜と、淨 (śuci) と、清淨 (śuddha) と、淨なるおのれ自身とを守護し、不与取を断じて不与取より心を淨める。

[118b7] さらにまた、菩薩は、父母・近親・長老・師というような者たちや、さらにまた沙門・婆羅門に呵責を加えず (anavadya)、呵責せざることを喜ぶ者には先に進んで語りかけ (pūrvābhībhāśin)、敬礼し、立ち上がって座を提供する。かれはその業と、正しい受持と、正しい把持とによりて、身壊して後、諸々の兜率天の同分に生ずる。

[119a2] かれはそこに生まれて後、久しうからずして、兜率種<sup>17</sup>に以前生じた諸天たち〔と同様〕の天の三事を生起する。……広説乃至……かれはそこより死して後、この世界において諸々の人と同分に生じ、かれはこの世界において、王宮、もしくは宰相の家に生まれる。これをもって、この菩薩は「指が長く、足の踵は広く、身体は大きく真直である」という大人の相を得る。

[119a4] その特相 (nimitta) は以下の如くである。もし家に止まり、家に住するならば、転輪王となって四方を制し、……広説乃至……長寿にして長時にわたってとどまり、〔人々は王を〕恭敬し、礼を尽くし、尊敬し、敬う。

[119a6] もし髪と髭を剃除し……乃至……出家するならば、この世間における如来・阿羅漢・正等覚者となり、名声はあまねく響きわたる。……乃至……世尊が望めば、劫 (kalpa) もしくは劫を越えるまで身の寿命

は長く、長時にわたってとどまり、〔人々は王を〕恭敬し、礼を尽くし〔、尊敬し、敬う〕。以上がその特相である。

[119a8] これについての法爾は以上の如くであり、それが〔経中に〕以下の如く述べられているのである「その時、王の指が長く、足の踵が広く<sup>モ</sup>、身体が大きく真直であるのは、(1)命あるものの殺生より退転し、(2)不与取を断じて、(3)諸々の沙門・婆羅門に進んで語りかけ、かれは諸々の師を得て、座を提供し、善業によって安穏を生じ、その異熟によって、他生(janmāntara)において教師となるからである。その教師はその業異熟にふさわしい諸相を身に生じており、三〔つの徳〕と三〔つの相〕とが結びついている」

#### 2-4. 手足指縷網相

[119b3] なにゆえに、菩薩にして大人なるものは、手と足とに網縷をそなえている〔という相〕を得ているのか。

[119b4] いわく、菩薩であり、以前の生存……乃至、廣説すること前のごとし。四攝法(catvāri samgraha-vastunī)を攝める。すなわち布施・愛語・利行・同事とである。かれはその業と、正しい受持と、正しい把持とによりて、身壊して後、諸々の兜率天の同分に生ずる。……廣説乃至……かれはそこより死して後、この世界において諸々の人と同分に生じ、かれはこ〔の世界〕において、王宮、もしくは宰相の家に生まれる。これをもって、この菩薩は「手と足とに網縷をそなえる」という大人の相を得る。

[119b7] その特相(nimitta)は以下の如くである。もし家に止まり、家に住するならば、転輪王となって四方を制し、……廣説乃至……後宮の人々・太子・大臣・首長・兵士・村民・諸国民は〔王を〕たよりとし、恭敬し〔、礼を尽くし、尊敬し、敬う〕。

[120a1] もし髪と髭を剃除し、袈裟などをまとい、信をもって家より家なき状態に出家するならば、この世間における如来・阿羅漢・正等覺者となり、名声はあまねく響きわたる、と〔前のごとく〕説かれる。諸々の比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷と、他の外道・沙門・婆羅門・ミーマンサー学派 (mīmāṃsaka)・遊行者 (parivrājaka) は〔世尊を〕たよりとし、恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。以上がその特相である。

[120a4] これについての法爾は以上の如くであり、それが〔経中に〕以下の如く述べられているのである「その、手と足とに綱縄をそなえ、完全なることは、鷲王のごとくである。最勝人はそれとまったく同様に、この世界において、諸々の有情に布施・愛語・利行・同事をなし、それを適宜に (yathāyogam) 四攝法としてすでに攝めるがゆえに、その業異熟によって、両手両足に綱縄をそなえる」

## 2-5. 手足柔軟相

[120a7] なにゆえに、菩薩にして大人なるものは、手と足とが柔軟で成熟している〔という相〕を得ているのか。

[120a7] いわく、菩薩であり、以前の生存……乃至、廣説すること前のごとし。父母・近親・長老・師というような者たちや、さらにまた沙門・婆羅門に、危害を加えず、危害を加えることを喜ばず、かれらの身を撫で、揉み、酥油 (ghṛta) や胡麻油 (taila) を用いて、敬信の心をもって自らの手で塗布する。かれはその業と、正しい受持と、正しい把持とによりて、身壊して後、諸々の兜率天の同分に生ずる。かれはその業と、正しい受持と、正しい把持とによりて、身壊して後、諸々の兜率天の同分に生ずる。……廣説乃至……かれはそこより死して後、この世界において諸々の人と同分に生じ、かれはこ〔の世界〕において、王宮、もし

くは宰相の家に生まれる。これをもって、この菩薩は「手と足とが柔軟で成熟している」という大人の相を得る。

[120b4] その特相 (nimitta) は以下の如くである。もし家に止まり、家に住するならば、転輪王となって四方を制し、……広説乃至……身を撫で、揉み、酥油や胡麻油を獲ると言われ、また〔人々はかれを〕恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。

[120b5] もし髪と髭を剃除し、袈裟などをまとい、信をもって家より家なき状態に出家するならば、この世間における如来・阿羅漢・正等覺者となり、名声はあまねく響きわたる、と〔前のごとく〕説かれる。身を撫で、揉み、酥油や胡麻油を獲ると言われ、また〔人々はかれを〕恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。以上がその特相である。

[120b8] これについての法爾は以上の如くであり、それが〔経中に〕以下の如く述べられているのである「兜羅綿のごとく手と足は柔軟であり、触れれば快い。その特相はいかにして獲られたかといえば、身を撫で、揉み、酥油や胡麻油を与えたがゆえに、その手と足は柔軟であり、触れれば快いのである」

## 2-6. 足趺高満相・毛上向相

[121a2] なにゆえに、菩薩にして大人なるものは、足踝の関節を現わさず、体毛が上方に向かう〔という〕二〔相〕を得ているの。

[121a2] いわく、菩薩であり、以前の生存……乃至、広説すること前のごとし。善法、すなわち諦、もしくは戒、もしくは捨、もしくは禁戒、もしくは、およそ決意し、正しく受持しておくべきところのすべてのもの、それを、劣った者から優れた者にいたるまでが一度も把握せずとも、ますます強く願ってしっかりと把握する者、かれはその業と、正しい受持と、

正しい把持とによりて、身壊して後、諸々の兜率天の同分に生じ、そこより死して後、この世界において諸々の人と同分に生ずる……乃至、廣説すること前のごとし。これをもって、この菩薩は「足踝の関節を現わさず、体毛が上方に向かう」という二種の大人の相を得る。

[121a3] その特相は以下の如くである。もし家に止まり、家に住するならば、転輪王となって四方を制し、……廣説乃至……村々、町々、諸地域は発展し、〔人々はかれを〕恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。

[121a8] もし髪と髭を剃除し……乃至……出家するならば、この世間における如來・阿羅漢・正等覺者となり、名声はあまねく響きわたる、と〔前のごとく〕説かれる。出離と林住生活により生じた諸々の善法が増長し、〔人々はかれを〕恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。以上がその特相である。

[121b2] これについての法爾は以上の如くであり、それが〔経中に〕以下の如く述べられているのである「その時、善逝の足踝の関節が現わされず、その体毛が上方に向かうのは、諦と、戒と、禁戒と、捨と、善法と、善を生ずる他のいかなるものをも、ますます強く願って、劣った者から優れた者にいたるまでが一度も把握せずとも、しっかり把握する、そのことゆえに、その身に二相を生ずるのである」

## 2-7. 伊泥延勝相

[121b4] なにゆえに、菩薩にして大人なるものは、脛がアイネーヤ鹿〔王〕のごとくである〔という相〕を得ているのか。

[121b4] いわく、菩薩であり、以前の生存……乃至、廣説すること前のごとし。深敬して法を取り、把握し、把握せしめ、読誦し、さらにまた菩薩は、有情に生ずる諸法の、生を断るために法を教示し、有情のあら

ゆる老・病・死・憂悲苦惱愁の心痛を断じさせるために法を示し、さらにまた、菩薩は父母、近親、さらに師というような者たち、また沙門、危害を加えない婆羅門および危害を加えることを喜ばない者に、法にかなった伝達を適時に繰り返す。かれはその業と、正しい受持と、正しい把持とによりて、身壊して後、諸々の兜率天の同分に生ずる。……広説乃至……かれはそこより死して後、この世界において諸々の人と同分に生ずる。これをもって、この菩薩は「脛がアイネーヤ鹿〔王〕の如くである」という大人の相を得る。

[122a2] その特相は以下の如くである。もし家に止まり、家に住するならば、転輪王となって四方を制し、……乃至、広説すること前のごとし。念を持すること最勝であり、智慧を持すること最勝であり、〔人々はかれを〕恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。

[122a4] もし髪と髭を剃除し……乃至……〔出家するならば、〕この世間における如来・阿羅漢・正等覺者となり、名声はあまねく響きわたる、と〔前のごとく〕説かれる。念を持すること最勝であり、智慧を持すること最勝であり、〔人々はかれを〕恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。以上がその特相である。

[122a5] これについての法爾は以上の如くであり、それが以下の如く述べられているのである「善逝の脛はアイネーヤ〔鹿王〕の如くである。深敬して法を取り、人々のために諸法を示し、多く〔の人々〕を憐愍して利益（artha）をなし、父母・沙門・婆羅門とに伝達をさらになして〔その〕善業ゆえに安穏を生ずる、〔という〕このことを他生に教示する、その業の異熟によって、脛がアイネーヤ鹿〔王〕のごとくなのである」

六六

## 2-8. 身広長等相・正立手摩膝相

[122a8] なにゆえに、菩薩にして大人なるものは、ニグローダ樹のごとく

縦にも横にもあまねく覆い、また身体を屈せずとも手は膝まで垂れる、  
という二〔相〕を得ているのか。

[122b1] いわく、菩薩であり、以前の生存……乃至、広説すること前のごとし。危害を加えない本性<sup>ゆえに</sup>、菩薩は誰に対しても、身・口・意の危害を加えない。さらにまた、菩薩は食を炊く<sup>ことを</sup>知り、節度をわきまえて大食しない。美食をせず、美食を用意しようと<sup>努力</sup>しない。さらにまた、菩薩は、たとえば段食・飲料・漿・食・衣・香料・花鬘・塗香・臥具・坐具・住処・灯といった諸々の施物を、自らの手で供養し、〔相手を〕軽蔑することもなく、時に施与する。さらにまた、菩薩は、父母・近親・長老・師というような者たちや、さらにまた沙門・婆羅門に、危害を加えず、危害を加えることを喜ばず、かれらの病や困窮、貧困や重い熱病に対し、薬や、役に立つ食、そして関連する諸々の奉仕を施す。かれはその業と、正しい受持と、正しい把持とによりて、身壊して後、諸々の兜率天の同分に生ずる。……広説乃至……かれはそこより死して後、この世界において諸々の人と同分に生ずる。これをもって、この菩薩は「ニグローダ樹のごとく縦にも横にもあまねく覆い、また身体を屈せずとも手は膝まで垂れる」という二〔相〕を得る。

[122b8] その特相は以下の如くである。もし家に止まり、家に住するならば、転輪王となって四方を制し、……乃至、広説すること前のごとし。無害にして無病という本性をもち、851.5276pt恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。

[123a1] もし髪と髭を剃除し……乃至……〔出家するならば、〕この世間における如来・阿羅漢・正等覺者となり、名声はあまねく響きわたる、と〔前のごとく〕説かれる。無害にして無病という本性をもち、〔人々はかれを〕恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。以上がその特相である。

[123a3] これについての法爾は以上の如くであり、それが以下の如く述べられているのである「縦にも横にもあまねく覆われたニグローダの大樹が、幹を立て枝葉をそなえているごとく、最勝の人もそれと同様であり、身体を屈せず身体を上に向かって直立しながら、両膝の関節に両手が完全に届くのである。身・口・意において、世間の誰にも危害を加えず、このごとく善巧 (kauśalya) なる者は、食を適宜に行い、かれはそれぞれ炊くことを知り、深敬して、ときに軽蔑することなく、前生したものに施し、食・飲料・衣・香料・花鬘・塗香・焼香・香袋・臥具・乗物・住居・灯・看病・薬を、父母と沙門と婆羅門との前に給与する。[その] 善業ゆえに安穏を生ずる、[という] このことを他生に教示する、その業の異熟によって、師の身にはこの特徴が生ずるのである」

## 2-9. 隠藏相

[123a8] なにゆえに、菩薩にして大人なるものは、男根が内に蔵されてある〔という相〕を得ているのか。

[123b1] いわく、菩薩であり、以前の生存……乃至、広説すること前のごとし。父母・近親・長老・師というような者たちや、さらにまた<sup>21</sup>沙門・婆羅門に、危害を加えず、危害を加えることを喜ばず、かれらが城や土地より追放し、棄捨されたものを再び入手させるために、たいへん厳しく精進する。

[123b2] さらにまた菩薩は、所作と利益を懇願する者たち、および困窮する者に、それらを与える、よく与え、まったくよく与えんがために意を尽くし、それに身を捧げ、必須の義務となす。さらにまた、菩薩は慚愧して諸々の裸形を覆い隠させる。かれはその業と、正しい受持と、正しい把持とによりて、身壊して後、諸々の兜率天の同分に生ずる。……広説乃至……かれはそこより死して後、この世界において諸々の人と同分に

生ずる。これをもって、この菩薩は「男根が内に藏されてある」という大人の相を得る。

[123b7] その特相は以下の如くである。もし家に止まり、家に住するならば、転輪王となって四方を制し、……広説乃至……後宮の人々・太子・大臣・首長・兵士・村民・諸国民は〔かれを〕守護し、守護させ、恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。

[124a1] もし髪と髭を剃除し……乃至……〔出家するならば、〕この世間における<sup>㉙</sup>如来・阿羅漢・正等覺者となり、名声はあまねく響きわたる、と〔前のごとく〕説かれる。諸々の比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷は……乃至……<sup>㉚</sup>〔かれを〕守護し、守護させ、恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。以上がその特相である。

[124a3] これについての法爾は以上の如くであり<sup>㉛</sup>、それが以下の如く述べられているのである「なにゆえに最勝人<sup>㉜</sup>となり、男根が内に藏されてあるのか。断とその近くにあるところのもの、かれはすでになし、諸々の裸形を覆い、慚愧する<sup>㉝</sup>、そのゆえに〔男根を〕内に藏するのである」

## 2-10. 一一孔一毛相・皮膚細軟相

[124a4] なにゆえに、菩薩にして大人なるものは、皮膚が滑らかで、毛が一々〔の毛穴〕より生ずる、という二〔相〕を得ているのか。

[124a5] いわく、菩薩であり、以前の生存……乃至、広説すること前のごとし。〔彼は〕沙門、名声ある婆羅門、聰明なる者 (medhāvin)、善巧なる者 (kauśalya)、完全なる者 (paripūrṇin) であるところの者たちをそれぞれ詣で、依止し、供養して、善業であるもの、不善業であるもの、呵責なきもの、呵責を伴うもの、いずれをなせば善となり、罪となるいかを、訊ねては訊ね、それを聽き、それぞれその如くになす。

[124a8] さらにまた、菩薩は観察して、心の本性を把持する。

[124a8] さらにまた、菩薩は觀察して、父母・近親・長老・師というような者たちや、さらにまた沙門・婆羅門に、危害を加えず、危害を加えることを喜ばず、彼らに衣服を着せ、洗浄し、磨き、一分も不淨ならしめず<sup>ア</sup>、淨め、塵を払い、諸塵を遠ざける。かれはその業と、正しい受持と、正しい把持とによりて、身壞して後、諸々の兜率天の同分に生ずる。……広説乃至……かれはそこより死して後、この世界において諸々の人と同分に生ずる。これをもって、この菩薩は「皮膚が滑らかで、毛が一々〔の毛穴〕より生ずる」という大人の相を得る。

[124b4] その特相は以下の如くである。もし家に止まり、家に住するならば、転輪王となって四方を制し、……乃至、広説すること前のごとし。念を持し、智慧を持し、念を持すること最勝であり、智慧を持すること最勝であり、〔人々はかれを〕恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。

[124b6] もし髪と髭を剃除し……乃至……出家するならば、この世間における如来・阿羅漢・正等覚者となり、名声はあまねく響きわたる。……乃至、広説すること前のごとし。念を持し、智慧を持し、念を持すること最勝であり、智慧を持すること最勝であり、〔人々はかれを〕恭敬し、礼を尽くし……と、以下、前のごとくに言われる。以上がその特相である。

[124b8] これについての法爾は以上の如くであり、それが以下の如く述べられているのである「なにゆえに、ここにおいて師は皮膚が滑らかで、毛が一々〔の毛穴〕より生ずるのか。善巧なる者、觀察者、多聞なる者に依止して分別し、思惟して、一分も不淨ならしめず、磨き、払い、洗浄するからである。〔その〕善業ゆえに安穏を生ずる、〔という〕このことを他生に教示する、その業の異熟によって、皮膚が滑らかで、毛が一々〔の毛穴〕より生ずるのである」

## 2-11. 金色相・丈光相

[125a3] なにゆえに、菩薩にして大人なるものは、身体の皮膚は金色であり、一尋の光明をそなえる、という二〔相〕を得ているのか。

[125a4] いわく、菩薩であり、以前の生存・以前の住処・以前の身・以前の自体の得と他の前生等を、聚集し、尽し、滅し、遠離し、変壞し、全尽すること等において、父母・近親・長老・師というような者たちや、さらにまた沙門・婆羅門に、危害を加えず、危害を加えることを喜ばず、かれらに甘美な飲食・善き家・敷物・衣・段食・飲料・漿・食・衣・香料・花鬘・塗香・臥具・坐具・住処・善き灯とをもって、清淨なる心相続によって、清淨なる法を持する諸有情に事をなす (kr̥takr̥tya)。

[125a8] さらにまた、菩薩は怒り (krodha) をもたず、怒りを求めることが厭離する。かれはその業と、正しい受持と、正しい把持とによりて、身壊して後、諸々の兜率天の同分に生ずる。

[125b1] かれはそこに生まれて後、久しうからずして、兜率種に以前生じた諸天たち〔と同様〕の天の三事を生起する。三事とは何かといえば、すなわち、天の寿命・天の容色・天の名声を生起する。かれはそこにおいて寿命のある限り住し、かれはそこにおいて寿命のある限り住してから、死して後、この世界において諸々の人と同分に生じ、かれはこ〔の世界〕において、王宮、もしくは宰相の家に生まれる。これをもって、この菩薩は「身体の皮膚は金色で、一尋の光明をそなえる」という大人の相を得る。

六  
[125b4] その特相は以下の如くである。もし家に止まり、家に住するならば、転輪王となって四方を制し、法をそなえた法王となり、七宝をもつ者となる。その七宝とは以下の如くである。すなわち、輪法、乃至、第七の主兵臣宝までである。その子は千人あり、勇健・勇猛にして勝れた

容色をそなえ、他軍を征服し、滅ぼし尽くす。かれは大海に至るまでの大地を、余すところなく、障礙なきものとし、災患なきものとする。刑罰を設けず、兵刃を用いず、法に相応し、平等をもってよく統治して住する。かれはその金色と、その一尋の光明ゆえに驚異 (ativismaya) となり、後宮の人々・太子・大臣・首長・兵士・村民・諸国民は〔王を〕恭敬し、礼を尽くし、尊敬し、敬う。

[126a2] もし髪と髭を剃除し、袈裟などをまとい、信をもって家より家なき状態に出家するならば、この世間における如来・阿羅漢・正等覚者となり、名声はあまねく響きわたる〔云々〕。かれはその金色と、その一尋の光明とを、諸々の比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷・天・龍・阿修羅・迦樓羅・乾闥婆・緊那羅・摩睺羅伽・夜叉・羅刹・人・非人は恭敬し、礼を尽くし、尊敬し、敬う。以上がその特相である。

[126a6] これについての法爾は以上の如くであり、それが〔経中に〕以下の如く述べられているのである「以前に金色を持し、一尋の光明は空の太陽のごとくであり、衣と飲料と美食を以前の再生者たちに施与し、前の再生者たちを教示し、怒りをもたず、怒りを求めるることを厭離し、〔その〕善業ゆえに安穏を生ずる、〔という〕このことを他生に教示する、その業の異熟によって、金色と一尋の光明をそなえるのである」

註

- ① rgyar po dang (P.) → rgyar po chos dang (D.)
- ② skyes bu chen po'i mtshan (P.) → skyes bu chen po'i skyes bu chen po'i mtshan (D.)
- ③ skyid de bar. 不明。sgyid de bar (D.) を参照にして「膝」のごとき意味と取ったが?
- ④ ral bal gyi 'da' ba (P.) → ras bal gyi 'dab ma (D.)
- ⑤ lgas pas (P.) → lag pas (D.)

六〇

- ⑥ 1 dhanu は 4 hasta。縦（身長）と横（両手を広げた横幅）が等量になるという意味。
- ⑦ lus che shin drang ba、パーリの brahmujjugatta、サンスクリット rju-gātratā か？
- ⑧ skyes bu chen po'i mtshan (P.) → skyes bu chen po'i skyes bu chen po'i mtshan (D.)
- ⑨ skyes bu chen po'i mtshan (P.) → skyes bu chen po'i skyes bu chen po'i mtshan (D.)
- ⑩ 'di nyid ba med cing (P.) → 'di nyid chad pa med cing (D.)
- ⑪ de yid (P.) → de yi (D.)
- ⑫ gmas (P.) → gnas (D.)
- ⑬ btsu mo'i (P.) → btsun mo'i (D.)
- ⑭ rnam smin (P.) → rnam par smin (D.)
- ⑮ grogs sbur (P.) → grog sbur (D.)
- ⑯ dga' ltan gyi ris (P.) → dga' ldan gyi ris (D.)
- ⑰ yang (P.) → yangs (D.)
- ⑱ rab bzhin du (P.) → rang bzhin du (D.)
- ⑲ tshod rig (P.) → 'tshod rig (D.)
- ⑳ rang bzhin (P.) → rab bzhin (D.)
- ㉑ gshan (P.) → gshan yang (D.)
- ㉒ 'jig rten (P.) → 'jig rten pa'i (D.)
- ㉓ dge bsnyen ma rnams (P.) → dge bsnyen ma rnams kyi zhes bya ba nas (D.)
- ㉔ 「これについての法爾は以上の如くであり」('di la chos nyid ni 'di yin te) は北京版テキストに欠。
- ㉕ mi mchog go (P.) → mi rab mchog go (D.)
- ㉖ 文意はよく分からない。「斷とその近くにあるところのもの」とは、煩惱已断の者と、ほぼそれに準ずる者という意味か？
- ㉗ テキストは sa phyogs mi gtsang bar byas te (124b2) だが、後半に出てくるほぼ同じ趣旨の節 (125a2) が sa phyogs rnams kyang gtsang mar byas pa となっていることを考慮して、gtsang bar を gtsang mar に訂正する。